

# ○神奈川県川崎競馬組合の特別職に属する職員の給与、報酬及び旅費に関する条例

(平成12年4月1日条例第6号)

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県川崎競馬組合（以下「組合」という。）の管理者、副管理者、出納長及び監査委員（以下「特別職に属する職員」という。）の給与、報酬並びに旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料及び報酬の額)

第2条 特別職に属する職員の給料及び報酬の額は、次の表に定める額とする。ただし、就任した年及び離任し、又は死亡した年の報酬の額は、月割により計算した額とする。

区 分	額
常勤の副管理者	月額 管理者が別に定める額
監査委員	年額 20,000円

(期末手当等)

第3条 常勤の副管理者に、期末手当、調整手当及び通勤手当を支給する。

2 前項の算式は、別に定める。

(退職手当)

第4条 常勤の副管理者が退職した場合には、退職手当は支給しないこととする。

(給料及び報酬の支給方法)

第5条 給料の支給方法は、一般職の職員の例による。

2 年額で支給する報酬の支給方法は、別に定める。

(旅費及び費用弁償)

第6条 特別職に属する職員が公務のために旅行したときは、旅費を支給するものとする。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、それぞれ知事、副知事及び出納長の給与等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第8号。以下「条例」という。）、監査委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第8号）の適用をする。ただし、常勤の管理者は条例の副知事の項を適用する。

（常勤の副管理者に関する特例）

第7条 常勤の副管理者が神奈川県職員及び川崎市職員から専任された場合にはこの条例は適用しないこととする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。